

議案第15号

令和6年度所沢市水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和6年度所沢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	171,550 戸
(2) 年間総配水量	34,202,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	93,700 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道管布設及び更新事業	2,218,182 千円
施設整備改良事業	826,379 千円

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		6,579,627 千円
第 1 項 営業収益		6,078,912 千円
第 2 項 営業外収益		500,635 千円
第 3 項 特別利益		80 千円

	支	出
第 1 款 水道事業費		6,530,937 千円
第 1 項 営業費用		6,418,623 千円
第 2 項 営業外費用		102,314 千円
第 3 項 予備費		10,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 976, 388 千円は過年度分損益勘定留保資金 1, 602, 147 千円、減債積立金 7, 000 千円及び過年度分消費税資本的収支調整額 367, 241 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入		1, 927, 334 千円	
第 1 項 企業債		1, 604, 000 千円	
第 2 項 固定資産売却代金		54 千円	
第 3 項 負担金		322, 020 千円	
第 4 項 補助金		1, 260 千円	
	支	出	
第 1 款 資本的支出		3, 903, 722 千円	
第 1 項 建設改良費		3, 300, 490 千円	
第 2 項 企業債償還金		603, 232 千円	

( 債務負担行為 )

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
所沢市水道事業経営計画改定に係る業務委託料	令和 7 年度まで	11, 660 千円
井戸管内部点検業務委託料	令和 7 年度から令和 8 年度まで	33, 759 千円
西富路上局ほか 7 か所水質監視設備点検業務委託料	令和 7 年度から令和 8 年度まで	9, 633 千円
第一浄水場ほか 4 か所流量計点検業務委託料	令和 7 年度から令和 8 年度まで	2, 816 千円
令和 7 年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和 7 年度まで	契約により決定した額

( 企業債 )

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,600,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する 融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。
脱炭素化推進事業	4,000 千円			
計	1,604,000 千円			

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 722,616 千円
- (2) 交際費 150 千円

（ たな卸資産購入限度額 ）

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、72,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊